

## MOSAIC NATION 利用規約

本 MOSAIC NATION 利用規約(以下「本規約」といいます。)には、株式会社ギークピクチュアズ(以下「当社」といいます。)が運営するオンラインショップ(以下「本ショップ」といいます。)において、①NFT(Non-Fungible Token)(以下「NFT」といいます。)及びNFTに紐づいた美術品等の現物(以下「作品現物」といいます。)又は②NFTに紐づいた美術品等の著作物のデジタルデータ(以下「作品データ」といいます。)を購入するにあたり、本ショップの登録者の皆様に遵守していただかなければならない事項及び当社と登録者の皆様との間の権利義務関係が定められております。登録者は、本ショップの利用にあたり、本規約を十分にご確認いただき、本規約に同意したうえで、本ショップをご利用下さいますようお願い致します。

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

1. 本規約は、登録者(第3条第4項に定めるものをいいます。以下、本条及び次条において同じです。)との間の権利義務関係を定めることを目的とします。
2. 当社が当社ウェブサイト(第2条第33号に定めるものをいいます。)上で随時掲載する本ショップに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

#### 第2条 定義

本規約において使用される以下の用語は各々以下に定める意味を有します。

- (1)「本規約」とは、前文に定義するものを意味します。
- (2)「当社」とは、前文に定義するものを意味します。
- (3)「本ショップ」とは、前文に定義するものを意味します。
- (4)「NFT」とは、前文に定義するものを意味します。
- (5)「作品現物」とは、前文に定義するものを意味します。
- (6)「現物NFT」とは、NFTと作品現物を結び付けた商品をいいます。
- (7)「作品データ」とは、前文に定義するものを意味します。
- (8)「コンテンツNFT」とは、NFTと作品データを結び付けた商品をいいます。
- (9)「商品」とは、現物NFT及びコンテンツNFTの総称を意味します。
- (10)「暗号資産」とは、仮想通貨と呼称される場合を含み、資金決済法第2条第5項に定めるものを意味します。
- (11)「登録者」とは、第3条第4項に定めるものを意味します。
- (12)「登録希望者」とは、第3条第1項に定めるものを意味します。
- (13)「登録情報」とは、第3条第1項に定めるものを意味します。
- (14)「アカウント情報」とは、第5条第1項に定めるものを意味します。
- (15)「購入者」とは、本規約に従って適法に商品を購入した登録者をいいます。
- (16)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。その後の改正を含みます。)第2条第1項に定める個人情報を意味し、関係法令が改正された場合には、その定義に従うものとします。
- (17)「利用契約」とは、第3条の規定に基づき当社と登録者の間で締結される契約を意味します。
- (18)「個別契約」とは、第8条第2項に定めるものを意味します。
- (19)「出品者」とは、第12条第1項に基づき、本ショップにおいて商品を出品した者を意味します。
- (20)「二次販売契約」とは、第12条第3項に定めるものを意味します。
- (21)「コントラクトアドレス」とは、第12条5項に定めるものを意味します。

- (22)「利用契約等」とは、利用契約、個別契約及び二次販売契約の総称を意味します。
- (23)「ウォレット」とは、登録者が NFT を管理するための口座として、当社が指定し、登録者が管理するものを意味します。
- (24)「ウォレット情報」とは、第 5 条第 1 項に定めるものを意味します。
- (25)「アドレス」とは、暗号資産の管理又は保管のための口座(ウォレットを含みますが、これに限られません。)を意味します。
- (26)「受領用アドレス」とは、登録者が、当社から NFT を受領するために保有するアドレスであって、当社の定める方法により、当社に対して通知したアドレスを意味します。
- (27)「送付用アドレス」とは、登録者が、商品の対価である暗号資産を当社に対して送付するために利用するアドレスであって、当社の定める方法により、登録者が当社に対して通知したアドレスを意味します。
- (28)「当社アドレス」とは、登録者から商品の対価である暗号資産を受け取るために利用するアドレスであって、当社が登録者に対して、通知したアドレスを意味します。
- (29)「返却用アドレス」とは、当社が、何らかの原因により、登録者から受領した暗号資産を登録者に返還する場合の送付先のアドレスであって、当社の定める方法により、登録者が当社に対して通知したアドレスを意味します。
- (30)「基準レート」とは、個別契約に基づく NFT の付与を開始する日の前日の午前 0 時 00 分における、当社が指定するマーケットにおける暗号資産と日本円との交換レートを意味します。
- (31)「創作物」とは、第 15 条第 1 項に定めるものを意味します。
- (32)「知的財産権」とは、第 15 条第 1 項に定めるものを意味します。
- (33)「滅失等」とは、第 11 条第 3 項に定めるものを意味します。
- (34)「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが <https://geekwonders.jp/> である当社が運営するウェブサイト(理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を意味します。
- (35)「反社会的勢力」とは、第 25 条第 1 項に定めるものを意味します。
- (36)「秘密情報」とは、第 26 条第 1 項に定めるものを意味します。

## 第 2 章 アカウントの登録と管理

### 第 3 条 登録

1. 本ショップにおいて商品の購入を希望する利用者(以下「登録希望者」といいます。)は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報(以下「登録情報」といいます。)を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本ショップへの登録を申請する必要があります。
2. 登録の申請は必ず本ショップにおいて商品を購入する個人又は法人自身が行わなければならないと、原則として代理人による登録申請は認められません。また、登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、第 1 項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
  - (1) 本規約の諸規定に違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に本ショップにおける登録を取り消された者である場合
  - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

(5) その他、当社が登録を適当でないと合理的に判断した場合

4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。係る通知により登録希望者の本ショップへの登録は完了し、登録希望者は登録者として、本規約の諸規定に従った本ショップの利用に係る利用契約が当社との間で成立します。

5. 登録者は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより登録者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第4条 本ショップの利用

登録者は、利用契約の有効期間中、本規約に従って、当社の定める方法に従い、本ショップを利用することができます。

#### 第5条 アカウント情報等の管理

1. 登録者は、自己の責任において、本ショップにおけるID及びパスワード(以下「アカウント情報」といいます。)並びにウォレットに関する情報及び当該情報にアクセスするための秘密鍵(以下「ウォレット情報」といいます。)を管理及び保管するものとし、当社が定める場合を除き、これらを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. アカウント情報又はウォレット情報の管理不十分(アカウント情報又はウォレット情報の紛失又は失念等を含みますがこれらに限られません。)、使用上の過誤、第三者の使用、登録者の管理するコンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等に対する第三者による攻撃(マルウェア、スパイウェア、ウイルス、ハッキング、クラッキング等を含みますがこれらに限られません。)等による損害の責任は登録者が負うものとし、当社が故意又は重過失を負う場合を除き当社は一切の責任を負いません。

3. 登録者は、アカウント情報又はウォレット情報が盗まれ、紛失し、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### 第6条 利用契約の解除(登録取消)等

1. 当社は、登録者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録者について本ショップの利用を一時的に停止し、又は登録者としての登録を取り消し、利用契約等を解除することができます。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 当社、他の登録者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本ショップを利用した、又は利用しようとした場合

(4) 手段の如何を問わず、本ショップの運営を妨害した場合

(5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

(6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

(7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

(8) 租税公課の滞納処分を受けた場合

(9) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたことで登録者の債務の履行が困難になったと合理的に判断できる場合

(10) 6ヶ月以上本ショップの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合

(11) 第3条第3項各号に該当することが発覚した場合

(12) その他、当社が登録者としての登録の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録者に生じた損害について一切の責任を負いません。

4. 利用契約が終了する時点で既に成立している個別契約については、当該個別契約が別途解除されない限り、当該個別契約に基づく債務が全て履行されるまでの間、有効に存続するものとし、その範囲において本規約の適用を受けるものとします。

## 第7条 情報の取扱い

1. 登録者が本ショップを利用することにより当社が取得する個人情報の取扱いは、別途当社が定めるプライバシーポリシーによるものとします。登録者は、本ショップを利用するにあたり、当該プライバシーポリシーに従って当社が個人情報を取扱うことについて同意するものとします。

2. 当社は、登録者の本ショップの利用に関する情報のうち、登録者の性別、国籍、商品閲覧履歴、アクセス数を商品の需要に関する分析のため、商品の著作者又は著作権者等の出品者に提供することができ、登録者はこれに同意するものとします。

## 第3章 商品の売買

### 第8条 個別契約の成立及び商品の売買

1. 登録者は、商品の購入を申し込むに当たり、自らの費用と責任により、NFT又はコンテンツNFTの受領用アドレス、返却用アドレス及び送付用アドレスを準備し、保有するものとします。

2. 登録者は、商品の購入を申し込む場合、当社が指定する方法で、購入を希望する商品について当社が指定する情報を当社に通知するものとし、当社が当該申込みを承諾することによって、本規約に基づく当該商品の売買に関する契約(以下「個別契約」といいます。)が成立するものとします。

3. 購入者は、個別契約の成立後、当社が別途定める日までに、当社が指定する方法によるクレジットカード決済又は当社が指定する方法で当社が商品の対価として定める数量の暗号資産を当社に送付することで、個別契約の決済を行うものとします。当該暗号資産の送付のために生じる費用については、購入者が負担するものとします。

4. 当社は、前項に定める決済があった場合、次条に定める条件を前提条件として、購入者が購入するNFT又はコンテンツNFTを受領用アドレスに付与し、作品現物を購入者が指定した住所に発送するものとします。作品現物の所有権は、購入者の作品現物の受領時に登録者に移転します。

5. システム上、NFT又はコンテンツNFTの付与及び作品現物の発送には第1項の申込みから一定の期間を要する可能性があることについて、購入者は同意するものとします。

6. 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の登録者は、商品の購入を申し込むに当たり、法定代理人、後見人又は補助人の同意を得るものとします。

7. 作品現物又は作品データがNFTに紐づけされていない等の理由により、NFTのみが個別契約における売買の対象となる場合には、本規約の作品現物又は作品データに係る規定は、当該個別契約には適用されません。

### 第9条 商品の付与又は発送の前提条件

前条第4項に定める商品の送付又は発送は、当社が書面により放棄しない限り、以下の全ての条件が充足される

ことを条件とします。

- (1) 当社が登録者に対し商品の売却を行う旨の判断をしたこと。
- (2) 登録者の次条における事実の表明及び保証、並びに個別契約に関連して登録者が当社に対して提供した情報が、前条第4項に基づく商品の送付又は発送を行うことを当社が決定した時点においても、正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていないこと。
- (3) 登録者が第13条に定めるリスクを理解し、承認していること。
- (4) 前各号に定める他、登録者が本規約に違反していないこと。

#### 第10条 表明及び保証

登録者は、個別契約の各締結日において、当社に対して、以下の事実が真実であることを表明し保証するものとします。

- (1) 本規約並びに当社ウェブサイトに掲載する商品及び本ショップに関する諸規定等の全体を閲読し、その内容を十分理解していること。
- (2) 登録者は、個別契約を締結し、個別契約に従ってその義務を履行する完全な権限を有しており、また、個別契約の締結に必要な全ての法令等に従った手続を全て履行しており、必要な許認可、届出等の手続が完了しており、何らかの条件が付されている場合には係る条件に違反していないこと。個別契約は、登録者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、登録者に対し、その条項に従った強制執行が可能であること。
- (3) 商品についての情報を十分取得した上で、個別契約の締結を決定したこと。
- (4) NFT 又はコンテンツ NFT の購入は NFT の付与を受けることのみを意味し、NFT 又はコンテンツ NFT の購入により登録者は当社又は当社の関連会社に関する何らかの権利を付与されるものではないことを登録者が理解していること。
- (5) 登録者は、法令等により商品の購入が禁止、制限その他規制されている国又は地域の国民、住人、居住者若しくは滞在者ではないこと。

#### 第11条 当社の個別契約上の義務

1. 当社の個別契約上の義務は、購入者に対して商品を付与又は発送すること、すなわち購入者が NFT 又はコンテンツ NFT を保有することに関して、ブロックチェーン上に一定の記録を行い、又は購入者に対して作品現物の引渡しを行うことのみであり、係る義務以外に、本規約に定めるものを除き何らの義務を負うものではありません。また、当社は、購入者に対し、NFT 又はコンテンツ NFT を付与し、作品現物の所有権を移転することを除き、持分、株式、一定の収益を受ける権利その他の当社に対するいかなる種類の権利(第15条に定めるものを除きます。)についても、付与するものではありません。
2. 購入者に引き渡した作品現物が、購入者の責に帰すべき事由によらず、その種類、品質又は数量に関して個別契約の内容に適合しない場合には、引渡しから1年以内の購入者による通知により、当社は、代替物若しくは不足分の引渡し又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択のうえ実施するものとし、民法562条及び同563条の規定は適用されないものとします。
3. 作品現物の当社から購入者への引渡しが完了する前に滅失、損傷その他の損害(以下「滅失等」といいます。)が生じた場合には、当該滅失等は、それが登録者の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、当社の負担とします。

#### 第12条 二次販売商品の出品・購入

1. 登録者は、当社が指定する方法により、本ショップ上で購入した商品の出品申請を行い、本ショップにおいて当該商品を出品することができます。

2. 登録者は、出品者が本ショップ上で定める商品価格（暗号資産建て。以下、本条において同じ。）で商品を購入することができます。
3. 本ショップ上に出品されている商品について登録者により購入ボタンが押された時点で、当該商品についての出品者と登録者の間の売買契約（以下「二次販売契約」といいます。）が成立します。購入者は、二次販売契約成立後は当該契約をキャンセル（取り消し又は解除等を含みます。）することはできないものとし、法律に定めがある場合を除き、いかなる理由があっても成立した取引の無効、取り消し又は解除を主張しないものとします。
4. 購入商品の価格（1日あたりの購入することができる商品価格の上限金額を含みますが、これに限られません。）や購入回数等については当社の裁量で制限を設定することができます。
5. 購入者は、二次販売契約の成立後、当社が別途定める日までに、出品者と購入者が合意した商品価格に相当する数量の暗号資産を当社が別途定めるコントラクトアドレス（以下「コントラクトアドレス」といいます。）に送付する方法で、商品の購入代価を販売者に支払うものとします。当該暗号資産の送付のために生じる費用については、登録者が負担するものとします。
6. 前項に基づき購入者がコントラクトアドレスに支払った暗号資産のうち当社が別途定める仲介手数料に相当する数量の暗号資産及びこれを差し引いた数量の暗号資産は、スマートコントラクトによって自動的にそれぞれ当社と出品者に対して送付されます。

### 第13条 リスク

登録者は、当社に対して、次の各号に定める商品の購入に係るリスクを確認し、係るリスクを了承するものとします。

#### (1) 価格変動リスク

商品の価格は、商品等の販売に関わる市場の動向、天災地変、戦争、政変、規制強化その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。

#### (2) 情報の不確実性

当社は、当社ウェブサイト、SNS 上等にて、商品に関連する何らかの情報を発信することがありますが、係る情報発信は、計画としての情報が提供されるものにすぎず、係る情報の内容の真実性、正確性及び実現可能性について一切保証するものではありません。

#### (3) NFT に内在するリスク

NFT は、法定通貨ではないため、特定の者によりその価値を保証されているものではなく、また、プログラムのバグ等、NFT 自体にリスクが内在している可能性があります。

#### (4) 流動性リスク

当社は、NFT について、P2P での取引及び ETH その他暗号資産等への交換の可能性について一切保証するものではありません。

#### (5) ハードフォークによるリスク

NFT は、Ethereum 等のブロックチェーンを利用して発行されており、係るブロックチェーンのハードフォークにより、互換性がなくなる等のリスクがあります。

#### (6) サイバー攻撃リスク

サイバー攻撃によりアドレスの情報等が漏洩し、登録者が保有する NFT が無断で第三者に送付される等のリスクがあります。

#### (7) ネットワークによるリスク

NFT の取引は、ブロックチェーンの仕組みを利用して行われるため、NFT の付与に一定の期間を要する可能性があり、NFT の付与がアドレスへ反映されない可能性や NFT の付与がキャンセルされる可能性があり、また、NFT は電子的に記録され、その移転は、ネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

#### (8) アドレスに関するリスク

登録者は、NFT を管理又は保管するためのアドレスにアクセスするために必要となる秘密鍵を喪失した場合、NFT を利用することができなくなるおそれがあります。

#### (9) 法令・税制変更リスク

現行の法令上、NFT は暗号資産には該当しないため、暗号資産交換業に関する利用者保護規定は原則として適用されません。また、NFT に関する法令及び税制が流動的であり、将来において、法令、税制又は政策等の変更により、NFT の付与が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、NFT の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取り扱いとなる可能性があり、これらに起因して、登録者に予期しない損失が生じる可能性があります。

#### (10) 商品の種類及び個数についてのリスク

本ショップにおいて当社が販売する商品の種類及び個数には限りがあるため、登録者は、希望する商品を購入できない可能性があります。

#### (11) その他のリスク

商品を購入する際の払込において、第三者が当社になり済まして、不正なアドレスを表示して、登録者が送付する暗号資産を詐取する可能性があります。

### 第 14 条 保証の否認及び免責

1. 商品は現状有姿で、かつ提供可能な範囲で提供されるものであり、当社は、商品について、法令又は本規約により定めるものを除き、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証をしないものとします。
2. 当社は、NFT それ自体又は NFT の保有及び送付がウイルスによる攻撃その他の悪意のある第三者からの攻撃にさらされないことについて一切保証しないものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。
3. 登録者が当社から直接又は間接に、商品に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は登録者に対し本規約で明示的に規定される当社の義務の内容を超えていかなる保証も行わないものとします。
4. 当社は、法令又は本規約により定めるものを除き、商品の信頼性、最新性や無瑕性、その他の登録者が期待する条件を充足することを一切保証しないものとします。
5. 当社は、NFT にシステム上何らかの欠陥が存在した場合に、係る欠陥が将来是正されることを一切保証しないものとします。
6. 当社は、当社の裁量で NFT を追加で発行することができるものとし、係る発行に関して登録者に生じ得る損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第 15 条 知的財産権の帰属

1. 商品及び本ショップに関する創作物 (NFT に結び付けた作品現物及び作品データや商品に表章される画像データ等を含みますがこれらに限られません。以下本条において同様です。) に係る知的財産権 (著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権 (それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)) を意味します。以下、同じです。) は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、個別契約又は二次販売契約に基づく商品の譲渡は、商品又は本ショップに関する創作物に係る当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。
2. 購入者は、いかなる理由によっても以下の各行為を行わないものとします。
  - (1) 商品の二次的著作物の創作行為及び変更、切除その他の改変による同一性保持権の侵害行為
  - (2) 作品現物又は作品データを複製し、公衆に対して譲渡若しくは貸与し又は翻案する等著作権者又は著作権者の権利を侵害する行為
  - (3) 商品に関する著作物を複製し、翻案する等著作権者又は著作権者の権利を侵害する行為

- (4) 前各号の他、当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。)
3. 前2項の定めにかかわらず、購入者は、商品について以下の各行為を行うことができます。
- (1) 作品現物を特定少数の者に譲渡若しくは貸与し、又は公衆に対して屋内展示をする行為
  - (2) 作品データを当社の提供するデジタルギャラリーを通じて公衆の閲覧に供する行為
  - (3) 第12条第1項に基づき商品の本ショップにおいて出品し、又はOpenSea等の第三者が提供する販売プラットフォームのうち当社が指定するものにおいて出品すること

#### 第16条 キャンセル

1. 購入者は、当社の債務不履行その他法令で認められる場合を除き、個別契約又は二次販売契約を解除し、登録者が商品の対価として当社に送付した暗号資産の返還を求めることはできないものとします。
2. 当社は、本利用契約等又は法令上認められる権限に基づき購入者に商品を譲渡しないこととする場合には、当社の裁量により、当社が既に受領している暗号資産を登録者に返却することがあるものとします。この場合、当社が登録者から受領した暗号資産と同数の暗号資産を登録者に対して送付し、又は基準レートで日本円に換算した金額に相当する金銭若しくは同等の価値を有すると当社が判断した商品を登録者に対して付与する方法により返却を行うことができるものとします。
3. 当社は、登録者が利用契約等に違反した場合には、利用契約等に基づき当社が購入者に付与したNFTの機能を喪失させることその他当社の裁量により適切と考える措置を実行することができるものとします。

### 第4章 その他

#### 第17条 設備の負担等

1. 本ショップを利用するために必要な、スマートフォン、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、登録者の費用と責任において行うものとします。
2. 登録者は自己の本ショップの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 登録者は、本ショップの利用に関連して、ソフトウェアのインストール又はデータのダウンロード等を行う場合には、登録者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとし、当社は登録者に発生した係る損害について一切責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

#### 第18条 他のプラットフォームの利用

1. 本ショップの利用には、当社の指定するNFTの保管機能、スマートコントラクト及びその他当社が指定するサービスの利用が必要となります。当社以外の事業者により提供されるNFT、スマートコントラクト及びその他サービスについて、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 登録者は、OpenSea等の第三者が提供する販売プラットフォーム経由にて商品を購入する場合には、当該第三者との間の当該プラットフォームに関する契約を遵守するものとし、当該第三者から請求その他何らかの権利の主張を受けた場合又は当該第三者との間で紛争が生じた場合には、登録者の費用と責任においてそれらを解決するものとします。

#### 第19条 禁止行為

登録者は、本ショップの利用及び商品の購入にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない

ものとしします。

- (1) 当社、他の登録者、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(係る侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)
- (2) 犯罪収益と関連性のある暗号資産を利用して商品の購入を行う行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (4) 法令又は当社若しくは登録者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (5) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
- (6) 本ショップ及び商品に関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (7) 他者になりすまし、又は他人のアカウントを使って本ショップを利用する行為
- (8) 複数のアカウントを作成する行為
- (9) 本ショップ又は NFT の提供のために使用されているソフトウェアの解読、逆コンパイル、分解又はリバースエンジニアリング等を行う行為
- (10) 本ショップを改変する行為
- (11) 当社による本ショップの運営を妨害するおそれのある行為
- (12) 第 15 条第 2 項に定める行為
- (13) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

## 第 20 条 本ショップの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録者に事前に通知することなく、本ショップの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとしします。

- (1) 本ショップに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本ショップの運営ができなくなった場合
- (4) GAS の高騰、トランザクション詰まり等 NFT の取扱いについてネットワーク上の問題が生じた場合
- (5) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
- (6) 法令、当社規則等に基づき調査を行うことが必要と当社が合理的に判断した場合
- (7) その他、当社が停止又は中断を必要と合理的に判断した場合

2. 当社は、当社の都合により、本ショップの提供を終了すること、又は本ショップの仕様を変更することができます。

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録者に生じた損害について一切の責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

## 第 5 章 雑則

### 第 21 条 公租公課

商品の購入に関連して購入者に課される公租公課については、購入者が負担するものとしします。また、購入者に課される公租公課の種類や金額については、購入者の責任で確認するものとしします。

### 第 22 条 補償

1. 登録者が、利用契約等に関連して当社又は第三者に損害を及ぼした場合には、登録者はその損害(直接損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他の間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害を含む全ての損害を意味します。)を賠償する責任を負うものとしします。

2. 当社が、商品に関する登録者の行為により、第三者から請求その他何らかの権利の主張を受けた場合、登録者は、登録者の費用負担のもと、速やかに、当社が、係る請求ないし権利の主張を直接に受け取ることがないようにするために必要な措置を採るものとします。

### 第 23 条 損害賠償

当社は、商品に関連して購入者が被った損害について当社が購入者に対して損害賠償責任を負う場合、当社の賠償責任は、当該損害に関連する個別契約に基づき、購入者から現実に受領した暗号資産の基準レートで日本円に換算した金額に相当する額を上限とします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

### 第 24 条 不可抗力

当社は、当社の責に帰し得ない事由(火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含みますがこれらに限定されません。)により利用契約等上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中登録者に対し債務不履行責任を負わないものとします。

### 第 25 条 反社会的勢力の排除

1. 当社は、登録者又は利用契約(本条においては、利用契約に関連して締結した個別契約その他契約を含みます。)に関する登録者の代理人又は利用契約締結を媒介した者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同様です。)であることが判明したときには、催告を要せず登録者に通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
2. 前項に定める場合を除き、当社は、登録者の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力であること、又は登録者が資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合、登録者に通知することにより直ちに利用契約を将来に向かって解除することができます。
3. 当社は、本条に定める解除により登録者に生じた損害の賠償責任を負わないものとします。

### 第 26 条 秘密保持

1. 利用契約等において「秘密情報」とは、利用契約等に関連して、登録者が、当社より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項(商品及び本ショップに関する事項を含みます。)に関する全ての情報を意味します。但し、(1)当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、(2)当社から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外します。
2. 登録者は、秘密情報を商品の購入のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 登録者は、利用契約の終了時又は当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄するものとします。

## 第 27 条 譲渡禁止

1. 登録者は、当社の書面による事前の同意なくして、利用契約等上の地位又は利用契約等に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとします。
2. 当社は商品又は本ショップに関する事業を第三者に譲渡(事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないもの)とします。)した場合には、当該譲渡に伴い利用契約等上の地位、利用契約等に基づく権利及び義務並びに、登録者に関する情報その他の情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録者は、係る譲渡につき本項において予め同意したものとします。

## 第 28 条 本規約の変更・廃止

1. 当社は、民法第 548 条の 4 に基づき、次の各号に掲げる場合に本規約を変更又は廃止することができるものとします。
  - (1) 変更の内容が、ユーザーの一般の利益に適合する場合
  - (2) 変更の内容が、本規約及び個別規定の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法により以下の事項を周知するものとします。
  - ① 本規約を変更する旨
  - ② 変更後の本規約の内容
  - ③ 効力発生日
3. 本規約の変更の効力発生日の後、登録者が商品を購入した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

## 第 29 条 完全合意

利用契約等は、利用契約等に含まれる事項に関する利用契約等の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるを問わず、当事者間の利用契約等に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先します。

## 第 30 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本規約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

## 第 31 条 存続規定

利用契約が解除その他の理由により終了した場合であっても、第 3 条第 5 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項から第 4 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条第 3 項、第 18 条から第 24 条まで、第 25 条第 3 項、第 26 条から第 32 条までの規定は、利用契約終了後も有効に存続します。但し、第 26 条については、利用契約終了後 5 年間に限り存続するものとします。

## 第 32 条 準拠法及び合意管轄

利用契約等の準拠法は日本法とし、利用契約等に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専

属的合意管轄裁判所とします。

### 第 33 条 協 議

本規約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとします。

2021 年 9 月 30 日 制定

2022 年 3 月 22 日 改定